

製品中化学物質に関する情報共有について

- 前回政策対話の議論の整理
- 製品の適切な取扱い、廃棄のための情報提供の例
 - ① 塗料の取扱い、廃棄に関する周知の例
 - ② 家庭用殺虫剤の取扱い、廃棄に関する周知の例
 - ③ 家庭用農薬の取扱い、廃棄に関する周知の例
 - ④ 自治体で収集できないごみの処理に関する案内事例
 - ⑤ 消費者製品のGHS表示に関するガイダンス等

1

前回政策対話の議論の整理

- ライフサイクルの各段階で必要な情報が提供されているかどうか、足りない点は何か議論すべき。GHSの情報もB to Bまでは伝達されているが、消費者製品は自主的取組にとどまっており、この点も課題。（崎田委員）
- 消費者製品、例えば、殺虫剤について廃棄のための情報が不足していること、特別な処理をしている自治体が少ないことも課題。（中下委員）
- 家庭で余った塗料を廃棄するような場合に、各自治体がどのような処分を行っているのか、京都市の事例などを参考に、現状と課題を検討してはどうか。（中地委員）
- B to BとB to Cでは情報提供の際の物質名が異なるため、消費者が毒性などを調べようとしても調べることができない。（橘高委員）

→有害・危険性を有する消費者製品として言及のあった「塗料」「家庭用殺虫剤」「家庭用農薬」について、取扱い、廃棄のための情報提供の事例をご紹介します。

2

①-1 塗料の取扱いに関する周知の例

- 業界団体の自主的取り組みとして、GHSラベルの表示を進めている。
- 消費者向けのインターネットショッピングサイトでSDSを提供している事業者もある。



【家庭用塗料に対するGHS自主表示の実施について】

- 社団法人日本塗料工業会は、一般消費者向けの「家庭用塗料」に関しても、法的義務はないが消費者に適切な情報提供を行い、リスクアセスメント等による健康管理を行っていただくことが重要との判断から、「家庭用塗料GHS自主表示要領」を2009年3月に発行した。
- 会員企業各社の2011年1月度出荷分より、本要領に基づくGHS表示を順次導入してきている。

出典：家庭用塗料に対するGHS自主表示の実施について（平成23年9月15日，社団法人 日本塗料工業会）<http://www.toryo.or.jp/jp/anzen/ghs-home.html>

【「取扱い上の注意」の表示例】

- ① 子供の手の届かないところに保存し、誤飲、誤食をしないように注意してください。
- ② 有機溶剤が含まれているので、塗装中、乾燥中、ともに換気をよくしてください。
- ③ 火気のあるところでは塗らないでください。
- ④ 残った塗料はふたをし、直射日光を避けて保存してください。
- ⑤ やむを得ず塗料を捨てる時は、火気の無い屋外で新聞紙などに塗り広げ、完全に乾かしてから一般ゴミとして処分してください。



取扱い上の注意



出典：和信ペイント株式会社
<http://www.washin-paint.co.jp/netshop/product/type/paint-thinner/paint>

①-2 塗料の廃棄方法に関する周知の例

- 塗料メーカーでは、基本的に塗料は使い切るように周知している。
- やむを得ず捨てる場合、以下の対応を案内している。
 - ✓ 水性塗料用固化剤、油性塗料用固化剤で固化するか、新聞紙などに塗り広げ乾燥してから一般ごみ（可燃ごみ）として処分する。
(ただし、一般ゴミとして捨てられるかは自治体の基準により異なる。)
 - ✓ スプレー塗料は中身を使い切り、ガス抜きキャップでガス抜きを行ってから廃棄する。

【塗料用固化剤の例】

- 塗料に混ぜてオカラ状に固化させる。
- 成分は、高吸収性ポリマー樹脂及び米ぬか/ケナフ等。



出典：水性塗料用固化材（株式会社アサヒペン）

【塗料用固化剤の使い方】

- ① 残った塗料(400mlまで)に本製品を1袋全部を加えます。
- ② 棒・割りバシ等で均一に3~4分かき混ぜてください。
- ③ 塗料が液状でなくなったら、火気のない屋外で、風通しが良く雨がかからない場所で、古新聞等に取り出して広げ、完全に乾かしてください。(固化した塗料から水・溶剤がニジミで場合がありますので古新聞は厚めにしてください。)

よくある質問集

塗料の廃棄方法を教えて

塗料は使い切ってください。やむを得ず塗料を捨てる時は、水性塗料用固化剤、油性塗料用固化剤で固化するか、新聞紙などに塗り広げ乾燥してから一般ゴミとして処分してください。スプレー塗料は中味を使い切り、ガス抜きキャップでガス抜きを行ってから廃棄してください。

余った塗料を捨てる時は？

固めれば廃棄できます。

固化剤を塗料に混ぜ、固まったら容器から取り出し、新聞紙に包んで燃えるゴミとして捨ててください。

出典：株式会社アサヒペン ホームページ
<http://www.asahipen.jp/qa/qa01.html>

出典：ペイント固化剤 残った塗料を捨てる（ニッペホームプロダクツ株式会社）
http://www.nippelhome.co.jp/prd/st_009.html

②-1 家庭用殺虫剤の取扱い方法に関する周知の例

- 環境省請負業務「平成26年度殺虫剤等の消費者製品に関する実態等調査業務」報告書（一般財団法人化学物質評価研究機構，平成27年3月）は、表示の有無を調査。
- 一般的な消費者向けに流通している家庭用殺虫剤等15製品（うち、薬機法、農取法の適用となる成分を含むものが各8製品、6製品含まれる）について、保管・取扱い上の注意に関する表示の有無を確認した。
- 他の表示よりも目立つように「まぜるな危険」「吸い込むと有害」「火気厳禁」などの注意喚起のための文言が確認されたのは4製品、絵表示が確認されたのは5製品であった。

表 一般的な消費者向けに流通している家庭用殺虫剤等15製品の保管・取扱い上の注意に関する表示の有無

情報項目	あり	なし
保管・取扱い上の注意に関する表示の有無	15	0
目立つ注意喚起の文言の有無	4	11
注意喚起の絵表示の有無	5	10

出典：平成26年度環境省請負業務「平成26年度殺虫剤等の消費者製品に関する実態等調査業務」報告書（一般財団法人化学物質評価研究機構，平成27年3月）

表 殺虫剤の対象害虫と対象法令

所管省	分類	対象害虫	適用法令等	剤型例〔有効成分〕
厚生労働省	医薬品	衛生害虫	薬機法	家庭用－くん煙剤，エアゾール剤，粉剤〔ピレスロイド，有機リン剤，カーバメート剤〕 防疫用－乳剤，粉剤〔有機リン剤〕
	医薬部外品			家庭用－蚊取線香，電気蚊取，ファン式蚊取 エアゾール剤，粉剤〔ピレスロイド〕 防疫用－油剤，乳剤〔ピレスロイド〕
	食品害虫駆除剤	貯穀害虫等	食品衛生法	くん煙剤〔メチルプロマイド〕
経済産業省	化成品	不快害虫 衣料/建築害虫	化審法	エアゾール剤，粉剤〔ピレスロイド，有機リン剤，カーバメート剤〕
農林水産省	動物用医薬品又は医薬部外品	動物外部寄生虫	動物用医薬品等取締規則	蚊取線香，電気蚊取，乳剤，粉剤〔ピレスロイド，有機リン剤，カーバメート剤〕
	農薬	農業害虫	農薬取締法	乳剤，水和剤，粉剤〔ピレスロイド，有機リン剤，カーバメート剤〕

出典：家庭用殺虫剤概論III（日本家庭用殺虫剤工業会，2006年11月改訂）

5

②-2 家庭用殺虫剤の廃棄方法に関する周知の例

- 一般的な消費者向けに流通している家庭用殺虫剤等（ただし、薬機法、農取法の適用となるものも含む）15製品のうち、11製品に廃棄に関する製品表示があった。
- 具体的な廃棄方法の表示内容としては、
 - 中身を使い切って捨てること
 - 自治体の条例等に従い処分すること
 - （エアゾール製品については）火気のない戸外で噴射音が消えるまでガスを抜くこと
 等が挙げられた。

【使い残したエアゾール型殺虫剤の廃棄方法の案内事例】

- 使い残したエアゾール製品は、近所に迷惑がからないように、広場など屋外で風上から風下に向けて中身を噴射しきってください（噴射音が消えるまでガスを抜いてください）。
- <広い場所がない場合の方法> ごみ袋の中に古新聞やボロ布を入れて、その中で全量を噴射してしみこませ、そのごみ袋を燃えるごみとして廃棄する方法があります。この場合、すぐに袋を閉じず必ず袋の中のガスがぬけてから廃棄することが大切です。ガスが充満した状態や古新聞などが濡れた状態で火の中に入れると爆発や燃焼の危険性があります。
※飲食・喫煙はしないでください。
※火種のある場所は避けてください。



- 噴射・ガス抜きが終わったあとの缶は、お住まいの自治体の指示に従って廃棄してください。缶は、スチール、スプレー部はプラスチックです。

廃棄の方法に関する表示の有無	殺虫剤等 ※薬機法、農取法の適用となるものを含む	
	製品数	割合(%)
有り	11	73
なし	4	27
合計	15	100

出典：平成26年度環境省請負業務「平成26年度殺虫剤等の消費者製品に関する実態等調査業務」報告書（一般財団法人化学物質評価研究機構，平成27年3月）

出典：アース製薬株式会社
http://www.earth-chem.co.jp/customer/news/02.html

6

③-1 家庭用農薬の取扱い方法に関する周知の例

- 農薬取締法に基づき、表示事項が定められている。
- 環境省及び農林水産省では、「学校、保育所、病院、公園等の公共施設、街路樹、住宅地とこれに近接する土地、住宅地に近接する森林等、及び住宅地に隣接した家庭菜園・市民農園を含む農地の管理にあたっては、農薬の飛散を原因とする、住民や子ども等への健康被害が生じないように、農薬を使用しない管理を心がけましょう。また、農薬を散布せざるを得ない場合でも、農薬の飛散防止に努めるなど、十分な配慮をしましょう。」と記載したパンフレットを作成し、広報を行っている。
- 「農薬を使用する場合に守るべきこと」として以下の事項を求めている。
 - 飛散しない農薬を選ぼう
 - 農薬の飛散防止に最大限の配慮をしよう
 - 農薬はラベルに記載された内容に従って使おう
 - 事前に十分な周知を行おう
 - 散布区域に人が入らないよう対策を講じよう
 - 農薬の使用履歴を記録し、保管しよう
 - むやみな農薬の現地混用は行わない



出典：農薬飛散による被害の発生を防ぐために
 環境省：http://www.env.go.jp/water/noyaku/hisan_risk/leaflet1.html
 農林水産省：http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/jutakuti/

表 農薬取締法に基づく販売時の表示事項

1. 登録番号
2. 公定規格に適合する農薬にあつては、「公定規格」という文字
3. 登録に係る農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量
4. 内容量
5. 登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法
6. 水質汚濁性農薬に該当する農薬にあつては、「水質汚濁性農薬」という文字
7. 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法
8. 水産動植物に有毒な農薬については、その旨
9. 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
10. 貯蔵上又は使用上の注意事項
11. 製造場の名称及び所在地
12. 最終有効年月

図 農薬の安全使用のための注意喚起マーク

種類	マークの例
注意・警告マーク	
行為の強制マーク	
行為の禁止マーク	

③-2 家庭用農薬の廃棄方法に関する周知の例

- 農薬工業会では、事業者としての農家向けに農薬の廃棄に関する情報を周知している。
- 家庭園芸で使用する農薬・空容器・エアゾール缶の廃棄については、自治体に問い合わせること、と周知している。
- なお、家庭園芸で使用する農薬容器にリサイクルマークがついている場合は「必要に応じて洗浄し、ラベルをはがして、リサイクルに出してください」としている。

【余った散布液の処理と空容器の処理方法の案内事例】

- 余った散布液は、河川、下水などに捨てないで土にまいて処理してください。
- 使い終わった空容器は中身のないことを確認して処分しましょう。

表 使用済農薬容器の処理方法

容器の種類	残った薬品の除去方法
乳剤・液剤(ビン類)、スプレー剤などの容器	空になった容器に4分の1程度の水を入れ、栓をしてよく振り、洗浄水を他の容器にあける。この操作を3回は繰り返す。
袋入り包装(水和剤など)・粉・粒剤の容器	空になった袋、容器を軽くたたいて、中身を出し使いきる。
エアゾール剤の容器	中身を使い切った後、最後に戸外のガスのこもらない場所で完全にガスを出しきる。*ガス抜きキャップは、残ったガスを穴あけ不要で手軽に抜くことができます。

- 洗浄水は、用水路・下水に流さない。
- 家庭園芸用薬品の空容器は、他の用途に使用しない。

出典：住友化学園芸 初心者のためのガーデニング基礎知識 使用済農薬容器の処理方法
http://www.sc-engei.co.jp/siru/y_tadashii.htm

【参考】

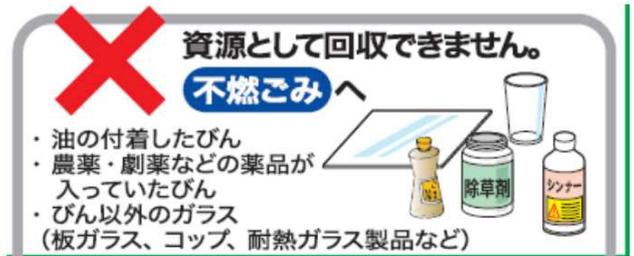
- 北海道大学大学院 松藤研究室が旭川市で実施した家庭系有害廃棄物のモデル回収実験では、販売禁止農薬（農薬取締法、及び農薬の販売禁止を定める省令に基づく）に指定された農薬が回収された。同研究室が実施したアンケート調査では、園芸用農薬の処分方法として「ごみ集積場に排出した」と回答している者が多く、自治体の指示に反して不適正排出を行っている可能性が指摘されている。

出典：平成25年度環境研究総合推進費補助金(K113023) 総合研究報告書「家庭系有害廃棄物(HHW)の現状把握と回収システム構築のための研究」(北海道大学大学院工学研究院、公益財団法人廃棄物・3R研究財団、株式会社佐野環境都市計画事務所、平成26年3月)

④自治体で収集できないごみの処理に関する案内事例

- 有害性、危険性、引火性のあるごみは、処理困難物あるいは排出禁止物として90%以上の自治体が収集していない。 具体的には、消火器、バッテリー、塗料・石油類、薬品類（農薬・劇薬）等が該当する。ただし、基準は自治体によって異なる。
- 自治体で収集できないごみは、購入店、メーカーに引き取ってもらうか、専門業者に依頼することとしている。

- 農薬・劇薬などの薬品が入っていたびんは、自治体にもよるが、資源として回収していない。



出典：資源とごみの分け方・出し方（世田谷区清掃・リサイクル部、平成28年4月発行）

出典：平成25年度環境研究総合推進費補助金(K113023)総合研究報告書「家庭系有害廃棄物(HHW)の現状把握と回収システム構築のための研究」(北海道大学大学院工学研究院、公益財団法人廃棄物・3R研究財団、株式会社佐野環境都市計画事務所、平成26年3月、http://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/kadai/syuryo_report/h25/pdf/3K113023.pdf)

【自治体におけるごみの出し方に関する案内の例】

区では収集できないもの

処理が困難なもの ... 消火器、タイヤ、バッテリー、塗料・石油類薬品類（農薬・劇薬）、ピアノ、耐火金庫、石砂、土、ブロック、レンガ、タイル、石こうボード、注射針^(※)（医療施術用針）など

購入店、メーカーに引き取ってもらうか、専門業者に依頼してください。

専門業者がわからない場合は、管轄の清掃事務所へお問い合わせください。

(※)在宅医療用注射針の回収はかかりつけ医または購入した薬局にご相談ください。



出典：資源とごみの分け方・出し方（世田谷区清掃・リサイクル部、平成28年4月発行）

⑤消費者製品のGHS表示に関するガイダンス等

【消費者製品のリスク評価手法】

- GHSでは、消費者製品も対象とされている。ただし、人への暴露が短時間であると想定される製品については、慢性的健康影響が生じにくいと考えられることから、慢性健康有害性については、リスクに基づく表示についての措置も規定されている。
- そこでGHS関係省庁連絡会議では平成19年1月に「GHS表示のために行う消費者製品の暴露に由来するリスク評価の考え方」を策定。

経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_consumer_product_labelling.html

【GHS表示のための消費者製品のリスク評価手法のガイダンス】

- 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）では、「GHS表示のための消費者製品のリスク評価手法のガイダンス」を作成・公表している。
- ガイダンスの対象とする消費者製品は、消費者への化学物質の暴露が想定される消費者製品のうち、物品及び薬機法（医薬品、医薬部外品、化粧品など）あるいは農薬取締法などの対象品は含まないとしている。具体的には消費者向けの洗剤、芳香剤、ワックス、塗料、接着剤、不快害虫殺虫剤、絵の具などである。（GHS国連文書では、すべての純粋な化学物質、その希釈溶液、および化学物質の混合物を対象としている。また、医薬品、食品添加物、化粧品、食品中の残留駆除剤は意図的な摂取という理由から、GHS表示対象からはずしている。また、物品(Article)はGHSの範囲から除外している。）

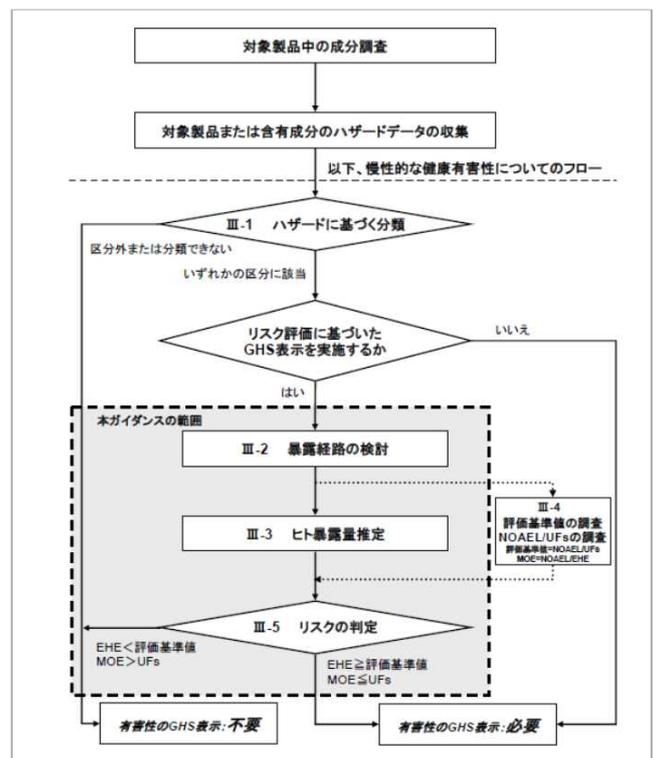


図 慢性的健康有害性に関するリスク評価に基づく有害性GHS表示の要否の決定プロセス

出典：GHS表示のための消費者製品のリスク評価手法のガイダンス（独立行政法人製品評価技術基盤機構）http://www.nite.go.jp/chem/risk/ghs_consumer_product_labelling.html

論点

- 有害性等が懸念される化学物質を含有等する製品の適切な取扱い、廃棄のための必要な情報はどのようなものか。
- 現時点の製品への表示、その他、事業者や自治体による情報提供において、不足している事項はあるか。あるとすればどのようなものか。さらに対応するための障害はあるか。